

情 個 審 答 申 第 6 号
令和2年（2020年）3月6日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年（2019年）6月21日付け、健政発第250号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

特定の社会福祉法人に係る平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）までの保育所指導監査資料の文書等開示（一部請求拒否）決定に対する審査請求について

別 紙

諮問第 1 号

答 申

第 1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示（一部請求拒否）決定（以下「本件処分」という。）において開示とした部分のうち、別表に掲げる部分については不開示とすべきであるが、その他の部分については開示が妥当である。

第 2 審査請求の経緯

- 1 平成 30 年（2018 年）7 月 27 日、開示請求者は、熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、特定の社会福祉法人（以下「審査請求人」という。）が運営する特定の保育園（以下「特定保育園」という。）に係る平成 21 年度（2009 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの保育所指導監査資料（以下「請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 請求文書には、審査請求人に関する情報が含まれていることから、平成 30 年（2018 年）8 月 13 日、実施機関は、本件開示請求に係る決定の期限を延長するとともに、条例第 15 条第 1 項の規定に基づき審査請求人に対し文書等の開示請求に関する照会書を送付した。
- 3 平成 30 年（2018 年）8 月 16 日、審査請求人は、請求文書の全てについて開示されると支障が生ずる旨の意見書を提出した。
- 4 平成 30 年（2018 年）9 月 10 日、実施機関は、請求文書のうち平成 21 年度（2009 年度）から平成 24 年度（2012 年度）までの保育所指導監査資料については文書等開示請求拒否（不存在）決定を、平成 25 年度（2013 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの保育所指導監査資料（以下「本件文書」という。）については文書等開示（一部請求拒否）決定をし、開示請求者に通知した。併せて、条例第 15 条第 3 項の規定に基づき、審査請求人に対しこれらの処分をした旨を通知した。
- 5 平成 30 年（2018 年）9 月 20 日、審査請求人は、本件処分の取消を求めて、審査請求書を実施機関に提出した。なお、同日、審査請求人は、本件処分の執行停止の申立てをしており、翌 21 日、実施機関は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 25 条第 2 項の規定に基づき、本件処分に対する審査請求の裁決があるまでの間、本件処分の執行を停止する決定をした。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人が、平成30年（2018年）9月20日付け審査請求書及び同年10月12日付け補正書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求人は、特定の者から長期間にわたり、執拗な迷惑行為を受けている。当該行為は、熊本県迷惑行為等防止条例第6条の規定に違反していることから実施機関がこれに協力することは違法である。

(2) 本件開示請求に対する実施機関の判断については、個人情報とされる不開示情報の範囲が明確でなく、現時点での判断は困難であるが、以下のとおり明らかに、条例第7条第3号ア及び第4号に当たるものであるため、一切の情報を不開示とすることを求める。

ア 平成30年（2018年）8月16日に提出した「文書等の開示に関する意見書」のとおり、開示請求者は、審査請求人の経営に関わりを持つ者ではなく、単に妨害を繰り返し、それを止めさせる代償に何らかの金品や利益を得ようと長時間活動している。

イ 開示請求者は、これまで、熊本県、熊本市、合志市、熊本地方裁判所及び各関連機関で執拗な恫喝、各種のクレームを続けてきた。特に、行政機関の社会福祉、環境衛生、建築・開発及び総務部門等に押しかけ、長時間の業務妨害的行為を長年にわたり繰り返してきた。

ウ 開示請求者は、審査請求人に対しても、各種のクレームを大量の電話、FAX、メールにより繰り返し送りつけ、明らかな瑕疵がなくとも繰り返し質問し、対応者の揚げ足を取り、攻め立てて業務の妨害をしてきた。

エ 開示請求者は、時に偽名を名乗って関係者の住所や電話番号を探り当て、訪問又は電話によりデマを拡散したり、情報を入手したりした。これらの行為は、熊本県迷惑行為等防止条例に違反するものであり、その対応のために繰り返し警察が出動している。このように、開示請求者は、児童の安心と安全の確保を第一とする保育園において、園児達の恐怖心をあおり、保護者達の不安を拡大させ、また、職員達の日常業務を妨害しており、経済的、精神的被害は膨大なものになっている。

オ 平成30年（2018年）3月、以前に開示請求者から提起されていた苦情内容については、熊本県及び合志市が合同で審査請求人に瑕疵はない旨の統一見解を示したこと及び審査請求人が経営する特定保育園が別の土地に移転したことにより、当該苦情に関するクレーム活動を継続できない状況となっている。

カ 今後、熊本市から新たな情報を開示することは、たとえ一部を不開示としても開示請求者に新しいクレームテーマを提供することとなり、日々真摯に社会福祉事業を営む審査請求人と関係する職員や保護者等のまじめな市民の生活を著しく害するおそれを拡大することとなる。

2 実施機関の主張

実施機関が、平成30年（2018年）11月12日付け弁明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第7条第2号該当性

実施機関は、特定保育園の職員の氏名、年齢、給与額、給与格付け、親族関係、勤務年数、給与支払方式及び勤務時間については条例第7条第2号の個人に関する情報に当たるとして不開示としたが、その他の部分については同号の規定に該当する情報はない。

(2) 条例第7条第3号ア該当性

審査請求人は、本件文書が条例第7条第3号アの規定に該当するため全部不開示にすべきとの主張を行っている。審査請求書及び補正書を見るに、審査請求人は、開示請求者がクレームを続けてきた人物であるため、情報が開示されることで「財産権その他正当な利益」が侵害されると主張するものの、開示請求者が当該人物である証拠がない。したがって、本件文書の情報公開について、「財産権その他正当な利益」を害する蓋然性は高いとはいえないため、本件文書には同号アの規定に該当する情報はない。

ただ、特定保育園が所有している預金額及び借入金額については、専門知識のない一般市民が見ても、特定保育園の財産状況や運営状況についてどのような状況であるかははっきりと認識できる情報であり、当該情報が開示されることで、正当な利益が害されるおそれがある。したがって、当該部分のみ条例第7条第3号アの規定に該当するとして、不開示とした。

(3) 条例第7条第3号イ該当性

実施機関は、特定保育園に対する指導監査を実施するに当たり、熊本市社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査要綱第10条の規定に基づき、社会福祉法人及び社会福祉施設に、指導監査資料を指導監査実施前に提出を求めている。これは、児童福祉法第46条第1項及び社会福祉法第70条の規定に基づく検査権限を背景に指導監査資料の提出を依頼しているものであるため、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの約束の下に、任意に提出された」とはいえず、本件文書には条例第7条第3号イの規定に該当する情報はない。

(4) 条例第7条第4号該当性

審査請求人は、開示請求者が本件文書の開示を受ければ、本件文書による情報を基に業務妨害を行うとして、条例第7条第4号の規定に該当すると主張しており、これは「財産の保護」及び「犯罪の予防」に支障が生ずるおそれがあると主張していると考えられる。

しかし、開示請求者が、業務妨害を行うおそれのある人物かどうかの証拠はなく、「財産の保護」及び「犯罪の予防」に支障が生ずる蓋然性が高いとはいえない。

以上により、本件文書には、条例第7条第4号の規定に該当する情報はない。

(5) 条例第7条第6号該当性

社会福祉施設指導監査の目的は、福祉サービス利用者の利益の保護及び社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保にある。本件文書の情報は、特定保育園の運営に係る情報であり、園児数の推移、苦情の件数等が記載されているが、当該情報が開示されたとしても、施設利用者の利益が侵害されるおそれはなく、社会福祉事業の公明かつ適正な実施に資することはあるとしても、これを侵害するということはない。したがって、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的が損なわれる情報には該当しない。

また、本件文書を開示した場合、園児数の推移、苦情の件数が明らかとなるが、園児数が明らかとなっても現在在籍している園児や保護者にとって何ら影響を受けることもなく、当該情報を使って審査請求人に損害賠償等の請求を行うことも考えられない。苦情についても、件数のみの記載であり、苦情の具体的内容は不明なままであることから、審査請求人にとって大きく不利益になるとはいえない。よって、特定のものに不当な利益若しくは不利益が生じる情報には該当しない。

上記のとおり本件文書が開示されたとしても、審査請求人にとって大きく不利益になることはない以上、関係当事者間の協力関係又は信頼関係が損なわれることもない。

また、実施機関が本件文書を開示したとしても、今後施設の指導監査内容が変更することは考えられず、指導監査事業は適正に執行されることから、当該事務事業の公正かつ円滑な執行に支障がある情報とはいえない。

仮に、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的が損なわれる情報であるか、特定の者に不当な利益若しくは不利益が生じる情報であるか、関係当事者間の協力関係若しくは信頼関係が損なわれる情報であるか、又は当該事務事業の公正かつ円滑な執行に支障がある情報に該当したとしても、上記事情から事務事業の適正な遂行に及ぼす支障の程度は、名目的なものにすぎず、実質的なものとはいえない。また、支障を及ぼすおそれについても、単なる可能性の問題にすぎず、法的保護に値する蓋然性が高いとまではいえない。

したがって、本件文書には、条例第7条第6号の規定に該当する情報はない。

- (6) これらのことから、本件文書の一部を不開示とし、それ以外の部分は開示するのが適当であったため、本件処分を行ったものである。以上のとおり、本件処分は適正に行われたものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審議会の判断

1 本件審査請求について

審査請求人は、条例第15条第1項の第三者であり、本件審査請求の対象は、本件処分により開示することとなる部分（以下「本件開示部分」という。）である。

審査請求人によれば、条例第7条第3号ア又は第4号の規定により本件開示部分の一切を不開示とするよう求めているが、本件審査請求の趣旨に鑑み、当該規定以外の不開示情報の該当性についても検討することとする。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件開示部分について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性

審査請求人及び実施機関の主張を踏まえ、不開示情報の該当性について検討する。

(1) 条例第7条第2号該当性

条例第7条第2号の規定は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものを原則として不開示情報にすることを定めたものである。

先述のとおり、実施機関は、特定保育園の職員の氏名、年齢、給与額、給与格付け、親族関係、勤務年数、給与支払方式及び勤務時間については条例第7条第2号の規定に当たるとして不開示としているが、当審議会が本件開示部分を見分した結果、それらの情報に加え、以下の情報についても、同号の規定に基づき不開示とすべきである。

ア 保育所の全経験年数について

実施機関は、保育所の全経験年数を全て開示しているが、これを開示すると、全経験年数が短い職員はもちろんのこと、職員の年齢を類推させることからして、当該情報は他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得る情報であるといえる。

イ 扶養手当について

実施機関は、扶養手当の支給額の記載がある部分について条例第7条第2号の規定に基づき不開示としているが、記載のない部分については全て開示している。

しかしながら、当該記載のない部分についても、開示することで、記載のある職員の家族関係を類推し得ることから、当該情報は他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得る情報であるといえる。

(2) 条例第7条第3号ア該当性

条例第7条第3号アの規定は、法人等及び事業を営む個人の事業上の利益を保護するため、開示することにより、これらの者の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示とすることを定めたものである。

「競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある」情報とは、生産技術上のノウハウに関する情報、営業上又は販売上のノウハウに関する情報、経営方針、経理、人事等の内部管理に関する情報及び社会的評価、社会的信用等に関する情報等のことをいう。

先述のとおり、実施機関は、特定保育園が所有している預金額及び借入金額について条例第7条第3号アの規定に当たるとして不開示としているが、当審議会が本件開示部分を見分した結果、それらの情報に加え、以下の情報についても、同号アの規定に基づき不開示とすべきである。

ア 借地の所有者及び賃借料並びに借地駐車場の賃貸人氏名及び借地料について

実施機関は、借地の所有者及び賃借料並びに借地駐車場の賃貸人氏名及び借地料を開示しているが、これらの情報を開示すると、特定保育園、借地の所有者及び借地駐車場の賃貸人の取引関係についての情報、すなわち、営業上のノウハウに関する情報が明らかとなることから、当該情報はこれらの者の競争上の地位を害するおそれがあるものといえる。

イ 嘱託医手当について

実施機関は、嘱託医手当を全て開示しているが、これを開示すると、特定保育園及び嘱託医の取引関係についての情報、すなわち、営業上のノウハウに関する情報が明らかとなるため、当該情報はこれらの者の競争上の地位を害するおそれがあるものといえる。

ウ 賠償保険等の加入状況に係る保険会社名について

実施機関は、賠償保険等の加入状況に係る保険会社名を全て開示しているが、これを開示すると、特定保育園の取引関係についての情報、すなわち、営業上のノウハウに関する情報についての情報が明らかとなるため、当該情報は特定保育園の競争上の地位を害するおそれがあるものといえる。

エ 委託契約等に係る業者名及び金額について

実施機関は、委託契約に係る委託業者名及び契約金額（年額）を全て開示しているが、これらの情報を開示すると、特定保育園及び委託業者の取引関係についての情報、すなわち、営業上のノウハウに関する情報が明らかとなることから、当該情報は特定保育園及び委託業者の競争上の地位を害するおそれがあるものといえる。

同様に、実施機関は、リース・レンタル契約に係るリース業者名及び契約金額（年額）を、修繕等の施工に係る施工業者及び施工金額を、物品等の購入に係る業者名及び金額を全て開示しているが、これらの情報についても、開示することで、特定保育園及びこれらの業者の競争上の地位を害するおそれがあるものといえる。

(3) 条例第7条第4号該当性

条例第7条第4号の規定は、公共の安全と秩序の維持を確保する観点から、開示することにより、人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防及び捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報を不開示とすることを定めている。

審査請求人は、上述のとおり、開示請求者は審査請求人や行政機関等に対し執拗なクレーム活動を繰り返しており、本件文書を開示することになれば、それを基に更なるクレーム活動を助長し審査請求人等の生活を著しく害するおそれを拡大させる旨を主張している。

しかしながら、条例第7条第4号の規定は、本件文書の内容自体が「人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防及び捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがある情報」に該当することが要件となっており、当審議会において本件開示部分を見分したところ、同号の規定に該当する情報が含まれているとは認められなかった。

以上より、本件開示部分には条例第7条第4号の規定により不開示とすべき部分はないものというべきである。

(4) その他の条例第7条各号該当性

実施機関は、本件文書中の情報が条例第7条第3号イ及び第6号の規定に該当しないことを主張している。当審議会において本件開示部分を見分したところ、実施機関が主張するとおり、これらの規定に該当する情報が含まれているとは認められなかった。

以上のほか、本件開示部分には、その他の条例第7条各号の規定に該当する情報が含まれているとは認められなかった。

よって、本件開示部分にはこれらの規定により不開示とすべき部分はないものというべきである。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	河津 典和
委	員	北野 誠

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和元年（２０１９年） ６月２４日	熊本市長から諮問（令和元年（２０１９年）６月 ２１日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。
令和元年（２０１９年） ７月５日	諮問の審議を行った。
令和元年（２０１９年） ９月１３日	諮問の審議を行った。
令和元年（２０１９年） １０月４日	諮問の審議を行った。
令和元年（２０１９年） １１月１日	諮問の審議を行った。
令和元年（２０１９年） １２月１３日	諮問の審議を行った。
令和２年（２０２０年） １月１０日	答申案の審議を行った。
令和２年（２０２０年） ２月７日	答申案の審議を行った。
令和２年（２０２０年） ３月６日	答申案の審議を行った。

別表 不開示とすべき部分

対象となる文書等	該当頁	不開示とすべき部分
平成25年度保育所 指導監査資料	1 頁	1 施設の概況 (2) 土地・建物設備 の状況のうち、借地の所有者名及び借地料 平成24年度の年額
		1 施設の概況 (3) 送迎用駐車場の 状況(再掲)のうち、借地料平成24年度 の年額及び賃貸人氏名
	8 頁	9 職員配置等の状況 (1) 職員配置 等現況調の表中、保育所の全経験年数の欄 及び扶養手当の欄の記載のない部分の全て
	1 1 頁	1 2 嘱託医の状況の表中、嘱託医手当 (平成24年度総支給額)の欄の全て
		1 3 賠償保険等の加入状況の表中、保険 会社名の欄の1行目及び2行目
	1 7 頁	1 9 会計経理関係 (4) 委託契約締 結状況調の表中、委託業者名の欄及び契約 金額(年額)の欄の1行目から6行目まで
		1 9 会計経理関係 (5) リース・レ ンタル契約締結状況調(10万円以上)の 表中、リース業者名の欄及び契約金額(年 額)の欄の1行目から5行目まで
	1 8 頁	1 9 会計経理関係 (6) 修繕等施工 状況調(10万円以上)の表中、施工業者 の欄及び施工金額の欄の1行目
平成26年度保育所 指導監査資料	1 頁	1 施設の概況 (2) 土地・建物設備 の状況のうち、借地の所有者名及び借地料 平成24年度の年額
		1 施設の概況 (3) 送迎用駐車場の 状況(再掲)のうち、借地料平成24年度 の年額及び賃貸人氏名
	8 頁	9 職員配置等の状況 (1) 職員配置 等現況調の表中、保育所の全経験年数の欄 及び扶養手当の欄の記載のない部分の全て

	1 1 頁	1 2 嘱託医の状況の表中、嘱託医手当（平成 2 5 年度総支給額）の欄の全て
		1 3 賠償保険等の加入状況の表中、保険会社名の欄の 1 行目及び 2 行目
	1 7 頁	1 9 会計経理関係 （4） 委託契約締結状況調の表中、委託業者名の欄及び契約金額（年額）の欄の 1 行目から 6 行目まで
		1 9 会計経理関係 （5） リース・レンタル契約締結状況調（1 0 万円以上）の表中、リース業者名の欄及び契約金額（年額）の欄の 1 行目から 6 行目まで
	1 8 頁	1 9 会計経理関係 （6） 修繕等施工状況調（1 0 万円以上）の表中、施工業者の欄及び施工金額の欄の 1 行目及び 2 行目
		1 9 会計経理関係 （7） 物品等購入状況調（1 0 万円以上）の表中、業者名の欄及び金額の欄の 1 行目から 3 行目まで
平成 2 7 年度保育所 指導監査資料	1 頁	1 施設の概況 （2） 土地・建物設備の状況のうち、借地の所有者名及び借地料平成 2 6 年度の年額
		1 施設の概況 （3） 送迎用駐車場の状況（再掲）のうち、借地料平成 2 6 年度の年額及び賃貸人氏名
	8 頁	9 職員配置等の状況 （1） 職員配置等現況調の表中、保育所の全経験年数の欄及び扶養手当の欄の記載のない部分の全て
	1 2 頁	1 5 嘱託医の状況の表中、嘱託医手当（平成 2 6 年度総支給額）の欄の全て
		1 6 賠償保険等の加入状況の表中、保険会社名の欄の 1 行目及び 2 行目
	1 8 頁	2 1 会計経理関係 （4） 委託契約締結状況調の表中、委託業者名の欄及び契約金額（年額）の欄の全て

		2 1 会計経理関係 (5) リース・レンタル契約締結状況調 (10 万円以上) の表中、リース業者名の欄及び契約金額 (年額) の欄の 1 行目から 4 行目まで
	1 9 頁	2 1 会計経理関係 (7) 物品等購入状況調 (10 万円以上) の表中、業者名の欄及び金額の欄の 1 行目及び 2 行目
平成 2 8 年度保育所 指導監査資料	1 頁	1 施設の概況 (2) 土地・建物設備の状況のうち、借地料平成 2 7 年度の年額
		1 施設の概況 (3) 送迎用駐車場の状況 (再掲) のうち、借地料平成 2 7 年度の年額及び賃貸人氏名
	8 頁	9 職員配置等の状況 (1) 職員配置等現況調の表中、保育所の全経験年数の欄及び扶養手当の欄の記載のない部分の全て
	1 2 頁	1 5 嘱託医の状況の表中、嘱託医手当 (平成 2 7 年度総支給額) の欄の全て
	1 8 頁	2 1 会計経理関係 (4) 委託契約締結状況調の表中、委託業者名の欄及び契約金額 (年額) の欄の全て
		2 1 会計経理関係 (5) リース・レンタル契約締結状況調 (10 万円以上) の表中、リース業者名の欄及び契約金額 (年額) の欄の 1 行目から 5 行目まで
	1 9 頁	2 1 会計経理関係 (7) 物品等購入状況調 (10 万円以上) の表中、業者名の欄及び金額の欄の全て
平成 2 9 年度保育所 指導監査資料	1 頁	1 施設の概況 (2) 土地・建物設備の状況のうち、借地の所有者名及び借地料平成 2 8 年度の年額
		1 施設の概況 (3) 送迎用駐車場の状況 (再掲) のうち、借地料平成 2 8 年度の年額及び賃貸人氏名
	8 頁	9 職員配置等の状況 (1) 職員配置等現況調の表中、保育所の全経験年数の欄の全て

13頁	15 嘱託医の状況の表中、嘱託医手当 (平成28年度総支給額)の欄の全て
19頁	21 会計経理関係 (4) 委託契約締結状況調の表中、委託業者名の欄及び契約金額(年額)の欄の全て
	21 会計経理関係 (5) リース・レンタル契約締結状況調(10万円以上)の表中、リース業者名の欄及び契約金額(年額)の欄の1行目から6行目まで
20頁	21 会計経理関係 (6) 修繕等施工状況調(10万円以上)の表中、施工業者の欄及び施工金額の欄の1行目
	21 会計経理関係 (7) 物品等購入状況調(10万円以上)の表中、業者名の欄及び金額の欄の1行目から7行目まで

備考

この表の不開示とすべき部分には、単位(年、月)及び通貨単位(円)を含まない。